「２０２５年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会」設置要綱

（名称）

第１条　本会は「２０２５年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、２０２５年日本国際博覧会来場者の安全かつ円滑な輸送を行うための具体的な対策について、関係する行政機関及び団体が協議・調整を行い、取りまとめることを目的とする。

（協議・調整等事項）

第３条　協議会は、次の各号について協議・調整等を行う。

（１）　鉄道・シャトルバス等に関する来場者輸送対策

（２）　道路に関する来場者輸送対策

（３）　水上交通に関する来場者輸送対策

（４）　来場者輸送に関する新技術・情報発信に関すること

（５）　その他来場者輸送対策上必要な事項

（組織構成）

第４条　協議会は、別表１に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

２　協議会には議長及び副議長を置くものとし、議長は構成員の互選により定め、副議長は議長が指名する。

３　議長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代理する。

５　構成員の変更は、議長が構成員に確認の上、都度認めることができる。

（会議の開催）

第５条　協議会は、議長が招集する。

２　構成員は、指名した者をその代理として協議会に出席させることができる。

３　議長は、必要に応じて構成員以外の者の協議会への出席を求めることができる。

（専門部会）

第６条　協議会は、第３条各号に掲げる事項について、それぞれ専門的に検討・協議・調整等を進めるため、専門部会を別表２のとおり設置する。

２　各専門部会は、構成員の中から選出された者（以下「部会構成員」という。）で組織することとし、協議会に諮って定める。

３　専門部会には、部会長を置くものとし、部会長は部会構成員の互選により定める。また、部会長の指名により副部会長を置くことができる。

４　部会構成員の変更は、第２項の規定にかかわらず、部会長が当該専門部会の部会構成員に確認の上、都度認めることができる。

５　部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

６　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

７　専門部会は、部会長が招集する。
８　部会構成員は、指名した者をその代理として専門部会に出席させることができる。
９　部会長は、必要に応じて部会構成員以外の者の専門部会への出席を求めることができる。

（ワーキンググループ等）
第７条　協議会または専門部会は、第３条第１項各号に掲げる事項に関する各課題について詳細な調査・検討等を行うため、ワーキンググループ等（以下「ワーキング」という。）を設置することができる。
２　ワーキングは、構成員が所属する団体等の実務担当者（以下「ワーキングメンバー」という。）で組織する。
３　議長または部会長は、第１項に基づきワーキングを設置しようとするときは、ワーキングの名称、ワーキングメンバー、設置目的等を定めるものとする。
４　議長または部会長は、前項に基づき設置したワーキングの運営に当たっては、ワーキングメンバーの中からリーダーを指名することとする。
５　ワーキングの会議は、リーダーが招集する。
６　リーダーは、必要に応じてワーキングメンバー以外の者のワーキングへの出席を求めることができる。
７　リーダーは、ワーキングの進捗状況等について、議長または部会長に報告するものとする。

（会議及び資料の取扱い）
第８条　協議会及び専門部会等は、原則非公開とする。ただし、協議会及び専門部会の開催概要については公表する。
２　協議会または専門部会で使用した資料は、それぞれ当該構成員に確認の上、公開することができる。

（事務局）
第９条　協議会及び専門部会等の庶務を行うため、事務局を置く。
２　事務局の運営は、２０２５年日本国際博覧会運営事業局交通部において行う。

（雑則）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、協議会・専門部会・ワーキングの運営に関し必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

（附則）
本要綱は、令和 3 年 7 月 30 日から施行する。
（附則）
本要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表１（第４条関係）

協議会　構成員	備　考
大阪市立大学大学院工学研究科 教授	
京都大学大学院工学研究科 教授	
京都大学経営管理大学院 教授（京都大学大学院 工学研究科 教授 併任）	
国土交通省 近畿地方整備局企画部長	
国土交通省 近畿地方整備局道路部長	
国土交通省 近畿地方整備局河川部長	
国土交通省 近畿地方整備局建政部長	
国土交通省 近畿地方整備局港湾空港部長	
国土交通省 近畿運輸局交通政策部長	
国土交通省 近畿運輸局鉄道部長	
国土交通省 近畿運輸局自動車交通部長	
国土交通省 近畿運輸局海事振興部長	
国土交通省 神戸運輸監理部総務企画部次長	
国土交通省 神戸運輸監理部海事振興部長	
海上保安庁 第五管区海上保安本部交通部長	
海上保安庁 大阪海上保安監部交通担当次長	
警察庁 近畿管区警察局広域調整部長	
大阪府 政策企画部万博協力室長	
大阪府 都市整備部事業管理室長	
大阪府 都市整備部道路室長	
大阪府 都市整備部交通戦略室長	
大阪府 住宅まちづくり部まちづくり戦略室長	
大阪府 住宅まちづくり部建築指導室長	
大阪府警察本部 交通部長	
大阪府警察本部 警備部長	
兵庫県 県土整備部土木局長	
兵庫県警察本部 交通部長	
大阪市 経済戦略局国際博覧会推進室長	
大阪市 都市計画局夢洲・咲州地区開発担当部長	
大阪市 建設局企画部長	
大阪港湾局 計画整備部長	
神戸市 企画調整局副局長	
神戸市 港湾局副局長	
堺市 建築都市局都市再生部長	
堺市 建設局土木部長	
尼崎市 都市整備局土木部長	
公益社団法人関西経済連合会 地域連携部長	
大阪商工会議所 地域振興部 部長	

一般社団法人関西経済同友会企画調査部長	
近畿バス団体協議会（一般社団法人大阪バス協会）専務理事	
一般社団法人大阪タクシー協会 専務理事	
関西鉄道協会 専務理事	
公益財団法人日本道路交通情報センター 大阪事務所長	
近畿旅客船協会 事務局長	
神戸旅客船協会 専務理事	
特定非営利活動法人大阪水上安全協会 会長	
西日本高速道路株式会社 関西支社保全サービス事業部長	
阪神高速道路株式会社 計画部長	
阪神高速道路株式会社 保全交通部長	
大阪シティバス株式会社 経営管理本部経営企画部長	
西日本ジェイアールバス株式会社 取締役営業統括部長	
阪神バス株式会社 経営企画部長	
阪急バス株式会社 自動車事業本部営業企画部長	
京阪バス株式会社 取締役経営企画室副室長	
近鉄バス株式会社 取締役営業部長	
南海バス株式会社 取締役企画部長	
北港観光バス株式会社 常務取締役	
関西エアポート株式会社 関西空港運用部シニアマネージャー	
大阪市高速電気軌道株式会社 交通事業本部計画部長	
西日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部万博プロジェクト推進室担当部長	
阪神電気鉄道株式会社 執行役員 都市交通事業本部副本部長兼都市交通計画部長	
阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部交通プロジェクト推進部長	
京阪電気鉄道株式会社 経営企画部交通政策担当部長	
近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部企画統括部営業企画部長	
南海電気鉄道株式会社 まち共創本部企画部長	
公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会 運営事業局長	
公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会 運営事業局交通部長	
公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会 運営事業局交通部審議役	

別表２（第６条関係）

専門部会	備　考
鉄道・バス部会	
道路部会	
輸送円滑化部会	
水上輸送部会	